

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の
一部改正の施行等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、日本医師会及び福岡県保健医療介護部より別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本件は、先般成立、公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、10 月 1 日より施行された「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法十七條等の特例等に関する法律」の改正についての留意事項をまとめたものであります。

また、これに伴い本年 9 月 25 日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 26 年政令第 314 号) 及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 108 号) により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令」(昭和 62 年政令第 363 号) 及び「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」(昭和 62 年厚生省令第 47 号) の一部が改正され、同様に本年 10 月 1 日より施行されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

記

【留意事項】

「第一 臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の在留資格」において、
就業する場合によって在留資格が変わること。

「第二 外国医師及び外国歯科医師が臨床教授等を行う時の診療報酬請求の取扱い」において、
一定の要件の下で保険医が行う診療とみなして、診療報酬請求を認めること。

「第三 臨床教授等の許可を申請する際の添付書類」において、
当該書類の作成主体は外国の病院及び日本の受入病院が想定されていること。

(地 I 180) (保 142)

平成 26 年 10 月 16 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦

釜 范



外国医師等が行う臨床修練に係る医師法十七条等の特例等に関する法律の
一部改正の施行等について

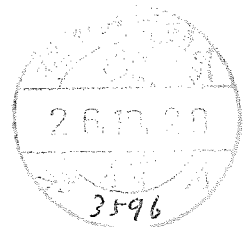
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局医事課長及び保険局医療課長連名により、地方厚生（支）局医療課長、都道府県医務主管部（局）長等に対し、通知「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法十七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について」が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は先般成立、公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、10月1日より施行された「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法十七条等の特例等に関する法律」の改正についての留意事項をまとめたものであります。

留意事項としては、「第一 臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の在留資格」において、就業する場合によって在留資格が変わること、「第二 外国医師及び外国歯科医師が臨床教授等を行う時の診療報酬請求の取扱い」において、一定の要件の下で保険医が行う診療とみなして、診療報酬請求を認めること、「第三 臨床教授等の許可を申請する際の添付書類について」において、当該書類の作成主体は外国の病院及び日本の受入病院が想定されていることの3点になります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ貴会管下の関係医療法人等への周知方にご高配賜りますようお願い申し上げます。



「公印省略」

26医指第2518号

平成26年10月15日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課医師・看護師確保係)

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第一七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について

このことについて、厚生労働省医政局から別添写しのとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。





医政医発0930第6号

保医発0930第2号

平成26年9月30日

地方厚生（支）局医療課長 殿
都道府県医務主管部（局）長 殿
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管（部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（公印省略）

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」（昭和62年法律第29号）の一部が改正され、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、本年9月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令」（昭和62年政令第363号）及び「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」（昭和62年厚生省令第47号）の一部が改正され、本年10月1日から施行することとなっています。

これらの改正内容については、別添の「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日医政発0926第5号）により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の在留資格の取扱い

入国管理当局における、臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）に規定する在留資格の取扱いについては、次のとおりであること。

- ① 教授、講師等の身分で大学等に就業する場合にあつては、「教授」の在留資格が決定されること。
- ② 研究を行う者として病院等に就業する場合にあつては、「研究」の在留資格が決定されること（①に該当する場合を除く。）。
- ③ ①又は②以外の就業の場合にあつては、「技術」の在留資格が決定されること。

なお、これらの在留資格を決定された外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等を行うことに伴い、報酬の支給を受けた場合でも、資格外活動許可を受けることは不要であること。

第二 外国医師及び外国歯科医師が臨床教授等を行うときの診療報酬請求の取扱い

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師は、保険医の登録を受けることができないが、当該外国医師又は外国歯科医師が行う診療であっても、次のいずれの要件にも該当する場合には、保険医が行う診療とみなして、診療報酬請求を認めるものとする。

- ① 当該外国医師又は外国歯科医師に対し、保険医が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されていること。
- ② 当該診療について、当該保険医が診療録への署名を行うこと。

第三 臨床教授等の許可を申請する際の添付書類について

外国医師又は外国歯科医師が臨床教授等の許可を申請する際には、「臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類」を添付しなければならないが、この書類としては、当該外国医師又は外国歯科医師が所属する外国の病院等及び日本の受入病院が作成する推薦書等を想定していること。

なお、この書類において、当該外国医師又は外国歯科医師が保有する学位、専門医資格等を明らかにすることが望ましいこと。

外国人臨床修練制度の概要について

【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。

【特例】

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律

【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認める制度。

【臨床修練の定義】

外国医師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと。

【臨床修練の許可】

外国医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。

外国医師の臨床修練制度の見直しについて

1. 改正の具体的な内容

(1) 年限の弾力化

- 現行は、許可の有効期間が最長2年間とされており、例えば、日本の医学部の大学院（一般に4年課程）に留学したとしても、十分な臨床教育を受けられない可能性があるため、医療分野の国際交流の進展等に一層寄与する観点から、正当な理由があると認められる場合、最長2年間の有効期間の更新を認める。

(2) 手続・要件の簡素化

- 臨床修練制度については、当事者から「手続が煩雑」「要件が厳し過ぎる」等の指摘がなされている。
- このため、以下のような厚生労働大臣が関与する手続の簡素化・要件の緩和を行う。

	改正前の臨床修練制度	改正後の臨床修練制度
受入病院	・ 厚生労働大臣が指定した病院	・ 厚生労働大臣が指定した病院 + 病院と緊密な連携体制を確保した診療所であって、厚生労働大臣が指定したもの
指導医	・ 厚生労働大臣が認定した医師	・ 受入病院が選任した医師
賠償能力	・ 患者に与えた損害を外国医師本人が賠償する能力を有している場合に限り、臨床修練を許可	・ 受入病院が外国医師に代わり、又は連帯して賠償することとした場合は、外国医師本人の賠償能力を問わない
外国医師が使用する言語	・ 外国医師が、日本語、英語等の7カ国語（省令で規定）のうち、いずれかを理解し、使用する能力を有している場合に限り、臨床修練を許可	・ 外国医師が使用する言語は限定しない（指導医が理解・使用できれば、母国語で可）

- また、手続の簡素化・要件の緩和に伴い、不適切な事例が発覚した場合に備え、受入病院に対する報告徴収や立入検査の権限を整備する。

(3) 教授・臨床研究における診療の容認

- 現行は、医療研修を目的として来日した外国の医師に限って診療を行うことが認められているが、今後、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定される。
- このため、教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認することとする。具体的な要件については、教授・臨床研究の安全かつ適切な実施を確保する観点から、以下のとおりとする。

	教授・臨床研究	臨床修練
外国における 臨床経験	・ 10年以上の診療経験があること	・ 3年以上の診療経験があること
受入病院	・ 大学病院、特定機能病院、国立高度専門医療研究センター等(省令で規定)であって、厚生労働大臣が指定したもの	・ 厚生労働大臣が指定した病院
責任者の 選任	・ 受入病院が実施責任者を選任	・ 受入病院が指導医を選任 ・ 指導医が実地に指導監督
実施可能な 業務の範囲	・ 制限無し（処方せんの交付を除く。）	・ 制限無し（処方せんの交付を除く。）

2. 施行日

平成26年10月1日